Question

5

技能実習生の受け入れ

Q. 外国人技能実習生を受け入れたいと考えているが、どうすればよいか?

要旨 人手不足のもとで外国人雇用の需要が高まっています。その一つが技能実習生ですが、「技術、技能・知識の開発途上地域等への移転を図る」というのが目的ですから、最長5年間しか受け入れられません。技能実習生の、受け入れ可能な職種・作業の範囲も決まっています。

また、監理団体を通じての受け入れとなりますので、良い監理団体を探すことから始めなければなりません。さらに、法律に反しない雇用管理も求められます。

解説

1. 技能実習の職種・作業の範囲について

技能実習の対象となる職種と作業範囲は 決まっています。具体的には、厚生労働省 のホームページ(「外国人技能実習制度に ついて」参照)に記載されており、確認す る必要があります。

2. 監理団体を通して受け入れる

技能実習生は監理団体を通して派遣されます。したがって、受け入れるためにはまず監理団体に問い合わせるところから始まります。

監理団体とは、技能実習生を受け入れる 企業に対し、監理する義務を担う団体のこ とです。具体的には次のような業務を遂行 します。

- ・3カ月に1回以上監査
- 技能実習生の相談窓口の開設
- 技能実習計画の作成及び実施の確認、 指導
- ・技能実習生に対する訪問指導
- ・日本語・一般常識・法律知識の研修の実施

等

監理団体は、事業協同組合、商工会議所、

商工会、農業協同組合、漁業協同組合、公 益社団(財団)法人などが担っています。

監理団体を選ぶ際には次のようなポイントで検討します。

- ①監理費は適切か:明らかに監理費の高い 団体があります。必要なサービスを提供 してくれるかどうかを検討します。複数 の監理団体から見積もりを取って判断す る必要があります。
- ②教育体制はどうなっているか:入国後、 日本語研修や一般常識などを教えるのは 監理団体の責任です。教育カリキュラム はチェックする必要があります。

3. 労働基準法の遵守

技能実習生にも労働基準法などの法律が 適用されます。監理団体からも36協定の 締結・届出、就業規則の作成・届出などが チェックされることには留意が必要です。







Ι

技能実習性を受け入れるための留意点

くご提案のポイント>

- ・技能実習の目的はあくまでも「技能、技術・知識の開発途上地域等への移転」にあ りますので、受け入れ期間は最長で5年間です。
- ・受け入れ可能な職種と作業範囲が決められていますので、あらかじめ厚生労働省の ホームページで確認しておきます。
- ・良い監理団体を探して、そこから派遣してもらうことになります。
- ・技能実習生に対して労働基準法等の法令を遵守しましょう。

1. 受け入れ可能な職種・作業範囲かどうかを確認しておきます

技能実習を受け入れることができる職種と作業範囲が決められており、厚生労働省のホームページ(「外国人技能実習制度について」参照)であらかじめ確認して下さい。

2. 良い監理団体を探してください

技能実習生は監理団体を通して派遣してもらうことになります。監理団体は、受け入れ 先企業に対して、技能実習計画の作成指導を行う、定期的に監査訪問・指導を行う、技能 実習生に対する研修や相談に乗るなどの業務を行います。受け入れ先企業は、①どういう 人材を要望するのか監理団体にオーダーし、②就労環境等を整備する、③実習生と面談、 決定することになります。

監理団体は通常、事業協同組合や商工会議所・商工会、公益社団法人などが行っており、 外国人技能実習機構のホームページから登録されている監理団体の一覧で検索できます。

監理団体の中には、不当に高い監理費を徴収するところ、外国とのやり取りを内部でやる能力を持っていないため外部機関に丸投げしているところ、技能実習生に対する教育研修が不十分なところなどもあります。良い監理団体を選ぶためには、資料を取り寄せる、監理団体との面接によって説明を受け納得できるかどうかを判断する、複数の団体から監理費の見積もりを取って比較するなどした方が良いでしょう。

3. 労働関連法令の遵守

技能実習生に対しても労働基準法や最低賃金法、労働安全衛生法等の法令が適用されます。最近、技能実習生に対する長時間労働、不払残業などが行われ、実習生の逃亡や過労死なども問題となっています。労働基準監督署等からの指導も厳しくなり、監理団体からもチェックされます。特に、①36協定を締結・届出を行い、その範囲での残業時間を厳守する、②就業規則の制定・届出を行う、③原則として日本人労働者と同等の賃金その他の労働条件を確保する、④不払残業とならない、⑤技能実習計画以外の業務に就労させない、⑥パスポートの取り上げやハラスメント等の行為を行わない、ことが必要です。





